

件名	図書館における精神障害者への郵送貸出について
受付日	令和7年11月17日
ご意見・ご提案の概要	<p>他県では、精神障がい者も図書館の郵送貸出の対象としている県があるが、岐阜県では、精神障がい者は対象外と聞いている。</p> <p>精神障がい者にとって、本は数少ない娯楽の一つなので、病気の症状に理解を示し、郵送貸出の対象としてほしい。</p>
県の考え方	<p>岐阜県図書館では、郵便局の「心身障害者用ゆうメール」の制度を利用し、送料を図書館が負担して図書の郵送貸出を実施していますが、精神障がいの方はこの制度の対象外となっております。</p> <p>ただし、ご来館が困難な方に対するサービスとして、岐阜県在住の方を対象に次のようなサービスを行っておりますので、よろしければご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理人による貸出 障がい者サービスの利用者登録をしていただくと、代理人による貸出が可能です。 ・宅配サービス 有料ではありますが、ご自宅に図書を配送します。 ・電子書籍サービス 現在7,746点の電子書籍を24時間いつでもどこでもお手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォン等からご利用いただけます。 <p>無料の郵送貸出の対象者の拡充については、ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。</p>
担当課	観光文化スポーツ部 文化伝承課